

平成 24 年 9 月 4 日

市 長 決 定

加古川市立加古川駅北自動車駐車場駐車料金減免事務取扱要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、加古川市立加古川駅北自動車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則(平成24年規則第38号。以下「規則」という。)第4条第3項に定めるその他市長が特に必要と認める自動車又は者及び市長が必要と認める額について基準を定め、もって適正な減免事務に資することを目的とする。

(減免対象)

第 2 条 規則第 4 条第 3 号に規定する「特に必要があると認める自動車又は者」とは、次に掲げる自動車又は者をいう。

(1) 駐車場の管理業務に使用する自動車

(2) 駐車場の工事等に使用する自動車

(3) 本人の過失によらない事由により出庫できない自動車

(4) 連続して24時間を超えて駐車場を使用したもののうち、料金体系について誤解のあった者(ただし、本号による減免をはじめて申請するものに限る。)

(5) その他特別な事由により市長が認める自動車又は者

2 減免を申請する者は、前項第 4 号については、利用後遅滞なく、前項第 5 号については、原則として利用する 7 日前までに市長へ減免申請書(様式第 1 号)を提出しなければならない。

(駐車料金の減免額等)

第 3 条 規則第 4 条第 3 号に定める市長が必要と認める額は次の各号に定

める額とする。ただし、前条各号に該当する時間に限る。

(1) 前条第1号から第3号までに掲げる自動車 当該料金の額

(2) 前条第4号に掲げる者 24時間を超える時間について市長が相当であると認める額

(3) 前条第5号に掲げる自動車又は者 市長が定める額

(駐車料金の減免承認)

第4条 市長は第2条第2項の規定に基づく申請があった場合においては、その内容を審査し、減免承認・不承認通知書(様式第2号)をもって通知するものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月4日から施行する。